

様式第1号(第2条第1項関係)

## 住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所 横浜市中区日本大通1  
法人の名称 株式会社 神奈川県  
代表者氏名 代表取締役 神奈川太郎  
(法第42条に規定する業務を行おうとする)  
事務所の所在地  
横浜市中区日本大通1

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

### 記

支援業務を開始しようとする年月日：**指定を受けた日または指定日以後の希望の日を記載**  
支援業務を行おうとする区域：**県内全域 または 活動市町村を記載**  
支援業務の対象とする要配慮者：**別添要配慮者のリストから記載**

(添付書類)

- 1 定款及び登記事項証明書
- 2 申請に係る意思決定を証する書類
- 3 法第40条第1項第1号に規定する支援業務の実施に関する計画書(但し、次に掲げる事項を記載するものとする)
  - ア 組織及び運営に関する事項
  - イ 支援業務の概要に関する事項
- 4 役員の氏名及び略歴を記載した書面
- 5 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 申請年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 支援法人に指定される以前(申請年度の過去5年に限る)の居住支援に資する活動の実績(申請年度の過去5年のうち直近の活動実績の存する年度分のみ)を示す書面
- 8 法人の組織及び事務分担を記載した書面
- 9 個人情報保護規程その他これに準ずるもの
- 10 申請者が法第43条第1項に規定する債務保証業務及びこれに附帯する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることがわかる書類
- 11 申請者が第5条に基づく推薦依頼を市町村へ行っている場合は、推薦申請書の写し
- 12 居住支援法人指定に関する誓約書(様式第25号又は第26号)
- 13 その他居住支援法人の業務に関し参考となる書類

## 支援対象の住宅確保要配慮者一覧

以下一覧表から選択の上、申請書、業務計画書等に記載してください。  
 選択された要配慮者は、国交省や県 HP などで公表されます。

住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者
<input type="checkbox"/> 低額所得者
<input type="checkbox"/> 被災者（発災後3年以内）
<input type="checkbox"/> 高齢者
<input type="checkbox"/> 身体障害者、精神障害者、その他の障がい者
<input type="checkbox"/> 子ども（高校生相当以下）を養育している者

  

国土交通省令で定める住宅確保要配慮者
<input type="checkbox"/> 外国人
<input type="checkbox"/> 中国残留邦人
<input type="checkbox"/> 児童虐待を受けた者
<input type="checkbox"/> ハンセン病療養所入所者等
<input type="checkbox"/> DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者
<input type="checkbox"/> 北朝鮮拉致被害者等
<input type="checkbox"/> 犯罪被害者等
<input type="checkbox"/> 生活困窮者
<input type="checkbox"/> 更生保護対象者等
<input type="checkbox"/> 東日本大震災による被害者
<input type="checkbox"/> 賃貸住宅供給促進計画に定める者

  

賃貸住宅供給促進計画で定める者
<input type="checkbox"/> 海外からの引揚者
<input type="checkbox"/> 新婚世帯
<input type="checkbox"/> 原子爆弾被害者
<input type="checkbox"/> 戦傷病者
<input type="checkbox"/> 児童養護施設退所者
<input type="checkbox"/> 性的マイノリティ
<input type="checkbox"/> U I J ターンによる転入者
<input type="checkbox"/> 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

※非正規雇用者および若年単身者については、低額所得者に該当する者を住宅確保要配慮者として支援します。

※住宅セーフティネット法施行規則第3条11号に基づき、神奈川県内の市町村が住宅確保要配慮者を市町村賃貸住宅供給促進計画に定めた場合は、市町村賃貸住宅供給促進計画を優先するものとします。

※全ての要配慮者を対象とする場合は「全ての要配慮者」と記載してください。